

		厚生常任委員会	
平成22年12月 7 日受理		請 第 55 号	
件 名	養護老人ホームの運営の支援拡充を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
馬 場 成 志 藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 瀧 上 陽 一			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県においては、下記1及び2について適切な支援と指導がなされるとともに、国に対して、下記3～5について意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>1 養護老人ホームの運営及び入所者処遇並びに施設改修・建替え等諸課題の対応に当っては、県の責任において適切な支援と指導を行うこと。</p> <p>(1) 「老人ホーム入所措置等の指針について」(以下「指針について」という。)の第3入所判定委員会の設置に記載されているとおり、入所判定会が適正に開催されるよう、市町村に対し定期的な指導・助言を行うこと。</p> <p>(2) 市町村によって、入所措置基準への判断が異なることがないよう「指針について」の第4入所措置の要否判定については、第5老人ホームへの入所措置の基準に基づいた判定を行うよう市町村に対し定期的な指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 今後国が定める施設等の最低基準について、地方自治体の条例に委任された場合には、意見を聞く場を設けること。</p> <p>2 養護老人ホームは、老人福祉施策上、今後も極めて重要な事業であることから、建て替え時の法人負担を軽減するよう建設補助基準単価の引き上げを行うこと。</p> <p>3 国の責任において、入所者ニーズに基づいた措置基盤の再構築を図るよう働きかけること。あわせて、県が建設補助基準単価の引き上げを行うことができるよう養護老人ホームの改築等に係る施設整備の交付税措置の拡充について、国に強く要望すること。</p> <p>4 養護老人ホームの施設の改修や建替え等における借入金の償還については、制度上の規制があり、その財源の捻出に運営上大きな支障をきたしていることから、なお一層の規制の緩和を図るよう国に強く要望すること。</p> <p>5 独立行政法人福祉医療機構からの借入については、国に対し以下の点を強く要望すること。</p> <p>(1) 融資率の引き上げ 現在の融資率は80% (平成24年3月31日までは、90%の優遇措置あり)</p> <p>(2) 償還期間の延長 現在は20年以内となっている。(ユニット型特養のみ25年以内)</p> <p>(3) 貸付利息に対する優遇措置 老朽民間社会福祉施設整備事業等一部整備事業にある無利子貸付制度の活用</p> <p>(理 由)</p> <p>養護老人ホームは、平成17年に措置(運営)費及び施設整備費が地方に移譲(一般財源化)されて以来、養護老人ホームへの入所要件を満たす高齢者(待機者)がいても、入所を認めず他のサービスを進めるなどの状況が見受けられ、また、施設の近代化が大きく遅れている。(本県施設数38カ所のうち11カ所(約29%)が30年以上経過)</p>			

